

船舶事故等調査報告書

平成27年8月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015長第41号
事故等種類	転覆
発生日時	平成27年2月28日 11時00分ごろ
発生場所	長崎県長崎市伊王島 ^{まはな} 真鼻東方沖 伊王島灯台から真方位060° 500m付近 (概位 北緯32° 42.98' 東経129° 45.96')
事故等調査の経過	平成27年5月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、全長2.72m
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許なし
死傷者等	なし
損傷	船外機に濡損
事故等の経過	本船は、操縦者及び知人（以下「同乗者」という。）1人が乗船し、伊王島真鼻東方沖において、潮のぼりの目的で約2～3km/hの対地速力により北東進中、平成27年2月28日11時00分ごろ、船尾から船内に海水が流入して船尾方に転覆した。 操縦者及び同乗者は、海中に投げ出されたが、転覆した本船につかまり、本船を押しながら海岸に向かって泳いでいたところ、付近を航行していた地元の釣り船に救助された。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風速 約2～3m/s、視界 良好 海象：波向 北東、波高 約0.5m、潮汐 低潮時
その他の事項	操縦者は、約7年前からミニボートを操縦しており、伊王島周辺では過去に約15回の操縦経験があった。 本船は、潮のぼりを始めたとき、操縦者が船尾に、同乗者が船首側に座った状態で、波に船首を立てて航行していたが、船首から波しぶきが上がっていたので、本事故発生時には、同乗者が、波しぶきを避けるとともに船首を上げようとして船尾側に移動しており、船尾の乾舷（水面から舷縁までの高さ）が減少していた。 本事故時、操縦者及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象等の関与	あり
判明した事項の解析	本船は、伊王島真鼻東方沖で北東進中、船首側にいた乗船者が、船

	<p>首からの波しぶきを避けるとともに船首を上げようとして船尾側に移動し、船尾の乾舷が減少した状態で航行を続けたことから、船尾から船内に海水が流入して転覆したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、伊王島真鼻東方沖で北東進中、乗船者の移動により船尾の乾舷が減少した状態で航行を続けたため、船尾から船内に海水が流入して転覆したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省海事局発行のパンフレット「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」を遵守すること。 ・ミニボートの操縦に当たっては、乗船位置や積載物の配置に留意し、船体を水平に保つことを心掛け、船尾の乾舷が減少した状態で航行しないこと。 ・ミニボートが転覆した場合、すぐに船体を離れて岸に向かって泳ぎ出さないで、救命胴衣の笛を吹いて航行船舶に救助を求めたり、携帯電話を常に身に付け118番通報を行ったりするなどして、船体につかまった状態で救助を待つことが望ましい。